

神奈川県水道ビジョン（改定） 骨子案

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

1 策定（改定）の趣旨

・国は平成25年に新水道ビジョンを策定し、都道府県に「都道府県水道ビジョン」を策定するよう示した。

・県では、県内全域において水道水を持続的に供給するための方向性を示すことを目的に、平成28年に「神奈川県水道ビジョン」（以下、「県ビジョン」という。）を策定した。

・平成30年の水道法改正、県が実施した県ビジョン中間点検結果及び「神奈川県水道広域化推進プラン」（以下、「プラン」という。）で示す広域連携推進方針等を反映するため、県ビジョンを改定する。

・対象地域 → 県内全域

・計画期間 → 令和6年度～17年度までの12年間

水色:プランを反映した箇所

黄色:プラン以外の主な変更箇所

2 一般概況

・地勢、人口、産業、水資源について（時点更新）

3 水道の現況

・水道施設数、水道普及率、水源の状況、給水量の状況について（時点更新）

4 圏域の区分

・これまでの1圏域2エリア（「共同水源エリア」及び「個別水源エリア」）から、3圏域（「県東部圏域」、「県中部圏域」及び「県西部圏域」：プランの検討圏域に相当）に変更する。

5 給水量の見通しについて

・給水量の見通しについて（時点更新：プランと同内容）

6 現状分析と評価、課題の抽出

(1) 現状分析・評価の方法等

・「持続・安全・強靱」の3つの視点から、水道統計等の定量的なデータを用いて全国平均と比較するなどにより、分析・評価を行う。

(2) 現状分析・評価

ア 水道サービスの持続性は確保されているか（持続可能な水道）

(ア) 適切な資産管理の推進

・アセットマネジメント実施状況、水道施設台帳の電子化状況、コンクリート構造物の点検実施状況、配水量 1 m³あたり電力消費量、再生可能エネルギー利用率

(イ) 健全で安定的な事業運営

・総収支比率、県ビジョン中間点検等の公表

(ウ) 技術力の確保

・県による研修実施回数、仲介数

(エ) 広域連携の推進

・神奈川県水道事業広域連携調整会議等の実施回数

イ 安全な水の供給は保証されているか（安全な水の供給）

(ア) 水質管理の充実

・クリプトスポリジウム等対策実施率、水安全計画策定状況、鉛製給水管の把握状況、鉛製給水管の使用率及び使用件数

(イ) 貯水槽水道・小規模水道等の衛生管理の推進

・簡易専用水道の管理の検査実施状況、小規模貯水槽水道の管理の検査実施状況、小規模水道の水質検査実施状況

ウ 危機管理への対応は徹底されているか（強靱な水道）

(ア) 水道施設の計画的な耐震化

・浄水施設の耐震化率、配水池の耐震化率、基幹管路の耐震適合率、重要給水施設配水管路の耐震適合率

(イ) 応急給水・応急復旧体制の充実

・危機管理マニュアル策定状況、給水人口 1 人当たり貯留飲料水量、燃料備蓄日数、災害対策訓練実施状況

エ 神奈川県水道ビジョンの中間点検結果（令和２年度）

・中間点検結果の概要

（３）課題の整理

ア 水道サービスの持続性は確保されているか（持続可能な水道）

（ア）適切な資産管理の推進

- ・施設の老朽化の進行、施設利用率の低下

（イ）健全で安定的な事業運営

- ・給水収益の減少、更新費用の増加

（ウ）技術力の確保

- ・経験豊富な職員の退職による技術力の低下

（エ）広域連携の推進

・水道事業者等間の調整

イ 安全な水の供給は保証されているか（安全な水の供給）

（ア）水質管理の充実

- ・水源の汚染リスクへの対応、鉛製給水管の残存状況

（イ）貯水槽水道・小規模水道等の衛生管理の推進

- ・貯水槽水道の管理の検査受検率、小規模水道の水質検査受検率

ウ 危機管理への対応は徹底されているか（強靱な水道）

（ア）水道施設の計画的な耐震化

- ・耐震化未実施の施設及び管路、施設の老朽化の進行

（イ）応急給水・応急復旧体制の充実

- ・職員数減少、技術力低下に伴い応急給水、応急復旧体制が不十分

7 将来の目標設定と取組みの方向性

(1) 50年先の水道の理想像

ア 持続可能な水道、 イ 安全な水の供給、 ウ 強靱な水道

- ・現ビジョンの記載内容をベースに、法改正、プラン等のエッセンスを反映

(2) 今後12年間の目標

ア 持続可能な水道

- ・適切な資産管理の推進、健全で安定的な事業運営、技術力の確保、広域連携の推進

イ 安全な水の供給

- ・水質管理の充実、貯水槽水道・小規模水道等の衛生管理の推進

ウ 強靱な水道

- ・水道施設の計画的な耐震化、応急給水・応急復旧体制の充実

(3) 取組みの方向性

ア 持続可能な水道

(ア) 適切な資産管理の推進

- ・アセットマネジメントの精度向上と活用、水道施設台帳の整備（電子化）、水道施設の点検を含む維持・修繕、省エネルギー対策の推進

(イ) 健全で安定的な事業運営

- ・財源の確保、住民への広報・情報提供

(ウ) 技術力の確保

- ・職員教育の充実

(エ) 広域連携の推進

- ・水道事業者等の連携の推進

イ 安全な水の供給

(ア) 水質管理体制の充実

- ・水源汚染リスク対策の強化、水安全計画の策定の推進、鉛製給水管の解消に向けた取組みの推進

(イ) 貯水槽水道・小規模水道等の衛生管理の推進

- ・貯水槽水道の衛生管理の推進、小規模水道の衛生管理の推進

ウ 強靱な水道

(ア) 水道施設の計画的な耐震化

- ・優先順位を考慮した計画的な耐震化
- (イ) 応急給水・応急復旧体制の充実
- ・危機管理マニュアル等の整備、非常用飲料水の確保、停電を想定した電力の確保、広域的な応急対策の推進

エ 県の役割

・広域連携の実現に係る事業者間の意見調整、情報共有を図り、課題解決に向けた取組を支援する

- ・水道事業者等が経営基盤強化を図るための取組に対し、事業者の要請に応じて技術面、経営面の助言により支援する
- ・技術職員の不足が見込まれ、事業継続に懸念がある小規模事業者に対して、事業者間の人的連携や交流を推進、支援する
- ・国庫補助金の獲得、確保に努めるとともに、国庫補助事業の採択基準緩和を要望する
- ・クリプトスポリジウム等の水質監視に係る水道事業者等との連携を促進する

8 策定後の実施体制とフォローアップ

(1) 実施体制

- ・神奈川県水道事業広域連携調整会議の開催、評価指標の定期的把握

(2) フォローアップ

- ・4年に1回中間点検を実施し、必要に応じて県ビジョンの見直しを行う
- ・点検結果を水道事業者等と共有し、県ホームページで公表

以上